

みんないきいき

宇治市の高齢者事業について



宇治市 長寿生きがい課

目次

1 給付・助成等

- P1. 要介護者等の住宅改造費の助成
- P2. 介護予防安心住まい推進事業
- P3. 家具等倒壊防止金具等購入費の助成
- P4. 火災警報器の給付
- P4. 日常生活用具の給付
- P5. 紙おむつ等の給付
- P6. 老人福祉電話の設置
- P7. 家族介護慰労金の支給

2 証明書

- P8. 障害者控除対象者認定書の発行

3 安心・安全

- P9. 緊急通報体制の整備（シルバーホンの設置）
- P10. 認知症等高齢者家族介護者へのGPS機器の貸与
- P11. 在宅ねたきり者へのリサイクル福祉用具の貸与
- P12. 宇治市高齢者等SOSネットワーク
- P13. 高齢者宅等への見守り活動

4 生活について

- P14. 要配慮者・要支援者の情報登録
- P15. 建築士による住宅改修相談
 - 府営住宅特定目的優先入居の募集案内書の配布
- P16. ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）
- P17. 宇治市高齢者住まいに関する指針の認証制度
福祉サービス利用援助事業

5 知識を増やす

- P18. 在宅要介護高齢者介護者のリフレッシュ
介護知識・技術習得教室
- P19. 家族介護者教室
高齢者保健福祉オンブズマン制度
- P20. 認知症地域支援事業
認知症コーディネーターの配置

6 養護老人ホーム

- P21. 養護老人ホームの入所

7 成年後見人

- P22. 成年後見制度利用支援事業等

8 虐待について

- P23. 高齢者虐待に関する相談

9 気をつけましょう

- P24. 火の取り扱いに注意しましょう！

要介護者等の住宅 改造費の助成

●介助を要する高齢者の方が、住み慣れた我が家を生活しやすくしたり、ご家族の介護の負担が軽減されるように住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

利用できる方

介護保険法に基づく要支援・要介護の認定を受けた宇治市民の方

対象となる家屋

宇治市内に所在する住宅で、対象者が居住する家屋

対象となる工事

対象となる工事は次のとおりです。

- (1) リフト設置工事
- (2) エレベーター設置工事
- (3) 前各号に準ずる工事で市長が適当と認めたもの

※ただし、介護保険法で給付対象となる住宅改修工事及び福祉用具貸与制度を利用できるものを除きます。詳細は介護保険課でご確認ください。

助成金額

必要と認めた工事費の総額の2分の1(上限30万円)を助成します。

申請から工事 支払いまで

- 1 以下の書類を、長寿生きがい課または地域包括支援センターをとおして提出してください。

【提出書類】申請書・見積書・工事箇所と設置物が確認できる書類（平面図、パンフレット等）・工事前の写真・介護保険被保険者証の写し

※対象者または同居の家族以外が住宅の所有者である場合は承諾書も提出してください。

- 2 助成の可否を決定し、決定通知書を送付します。

- 3 工事を開始してください。

※交付決定前に工事を開始し、工事を完了されると助成できませんので、ご注意ください。

- 4 工事完了後、以下の書類を提出してください。

【提出書類】工事完了報告書（決定通知書に同封されています）・振込依頼書（決定通知書に同封されています）・工事費の請求書の写し・領収書（申請書の名前が記載されたもの）・工事完了後の写真

※全ての書類を確認後に、指定の金融機関の口座に助成金を振り込みます。

介護予防安心住まい 推進事業

●介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、住宅の改修工事に要した費用の一部を助成します。

利用できる方

以下の要件をすべて満たす方

- ①自宅で生活している65歳以上の方
- ②介護保険の認定を受けていない方(認定申請中の方は対象外)
- ③安心住まいチェックリストにおいて運動器の機能低下が見られ、近い将来、介護保険の認定を受けるおそれがあると認められる方
- ④対象となる高齢者が居住している住宅が宇治市内にあり、住民登録をしている方
- ⑤対象となる高齢者を含め、世帯の構成員全員が市民税非課税

対象となる工事

対象となる工事は次のとおりです。

- (1) 手すりの取り付け工事
- (2) 段差の解消工事
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更工事
- (4) 引き戸等への扉の取替え工事
- (5) 洋式便器等への便器の取替え工事
- (6) その他、1～5の住宅改修工事に付帯して必要となる工事

助成金額

助成対象工事に要した費用の総額に3分の2を乗じた額。(上限16万円) ただし、対象世帯1世帯につき助成は1回限りで、助成金額が16万円に満たない場合でも、差額分の助成はできません。

申請から工事・支払いまで

1. 所定の申請書に安心住まいチェックリスト・見積書・改修工事図面・施工前の写真 を添えて、長寿生きがい課まで提出してください。対象者又は同居の家族以外が 住宅の所有者である場合は、承諾書も提出してください。
2. 助成の可否を決定し、決定通知書を送付します。
3. 工事を開始してください。
※交付決定前に施工されると助成できませんのでご注意ください。
4. 工事完了後、助成金支給申請書(決定通知に同封して郵送します) 工事費の請求書の写し、領収書(申請者の名前が記載されたもの) 施工後の写真を提出してください。全ての書類を確認後に指定の金融機関の口座に助成金を振り込みます。



家具等倒壊防止金 具等購入費の助成

●地震などの災害時における家具等の倒壊を防止し、安全確保を図るために家具等倒壊防止金具等を設置する高齢者に、その金具等の費用を助成します。

利用できる方

65歳以上の宇治市民。ただし、本人の市民税が非課税であり、かつ世帯の構成員全員が市民税非課税であることが必要です。

対象となる家屋

宇治市内に所在する住宅で、対象者が居住する家屋

対象となる金具等

対象となる金具等は次のとおりです。

- (1) 家具等上部と壁を固定するL型金具
- (2) 家具等上部及び壁にねじ留めした金具を結んで固定するベルト式、チェーン式またはワイヤー式の器具
- (3) 家具等と天井の隙間に挿入し、固定する収納ユニット式の器具
- (4) 家具等上部と天井を突っ張って固定するポール式の器具
- (5) 家具等の前下部に敷き、家具等を壁側に傾斜させるストッパー式の器具
- (6) 家具等の底面と床面を接着させる粘着マット式の器具
- (7) その他市長が家具等倒壊防止に適切と認める器具

助成金額

対象金具等購入費の合算または5,000円のいずれか低い方を助成します。（100円未満の端数は切り捨て）

申請から取付・支払いまで

1. 所定の申請書に金具設置予定箇所の写真を添えて、長寿生きがい課まで提出してください。対象者又は同居の家族以外が住宅の所有者である場合は、承諾書も提出してください。
2. 助成の可否を決定し、決定通知書を送付します。
3. 金具を取付けてください。
※交付決定前に購入・取付されると助成できませんのでご注意ください。
4. 取付完了後、取付完了報告書兼支払請求書（決定通知に同封して郵送します）領収書（購入日及び申請者の名前が記載されたもの）金具取付け後の写真を提出してください。全ての書類を確認後に指定の金融機関の口座に助成金を振り込みます。

火災警報器 の給付

●火災等による被害から高齢者を守り、安全確保を図るために、火災警報器の給付を行います。

利用できる方 満65歳以上のひとり暮らしで、市民税非課税の市民の方

申請の方法 所定の申請書を、長寿生きがい課に提出してください。

注意点 給付は、一人につき一台、一回限りです。

日常生活用具 の給付

●介護を要するひとり暮らしの高齢者等に、少しでも快適な日常生活を過ごしていただくため、以下の2品目を給付します。

区分	日常生活用具の種類	対象者
給付	電磁調理器（鍋付）	在宅の満65歳以上のひとり暮らし高齢者等（市民税非課税）の市民で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方
	自動消火器	

申請の方法 所定の申請書を、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所をとおして提出してください。

注意点 電磁調理器（鍋付き）あるいは自動消火器のどちらか
※給付は、一人につき一台、一回限りです。



紙おむつ等の給付

●在宅生活をしている高齢者等を介護している家族の方を対象に、紙おむつ等を現物で給付します。

利用要件

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ①申請者（介護者）及び対象者（介護を必要とする方）が、宇治市民であり、かつ宇治市内に現に居住すること。
- ②対象者（介護を必要とする方）が、在宅で生活していること。
- ③対象者（介護を必要とする方）の介護保険の要介護度が4または5の方。
- ④対象者（介護を必要とする方）の市民税が非課税であること。
- ⑤対象者（介護を必要とする方）を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税であること。

給付対象品目

宇治市紙おむつ等給付事業製品カタログに記載されている紙おむつ等

給付内容

1ヶ月の購入費用の2分の1に相当する額の紙おむつ等。ただし1ヶ月5,000円を限度とします。

申請の方法

申請書及び同意書と介護保険被保険者証の写しを、長寿生きがい課に提出してください。



老人福祉 電話の設置

●低所得のひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話によって安否確認や各種相談をおこなう必要のある方に、福祉電話を貸与・設置します。

利用できる方

所得税非課税の65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯の方で現に電話のない市民。

助成の内容

福祉電話を設置した方には、毎月基本料と通話料（300円まで）を助成します。

申請の方法

所定の申請書と同意書を、長寿生きがい課又は地域包括支援センターをとおして申請してください。





家族介護慰労金の支給

●重度で低所得世帯の要介護高齢者等を介護保険のサービスを利用せずに（10日以内のショートステイを除く）1年間在宅で介護している主たる介護者1人に年1回、介護慰労金10万円をお渡しします。

支給を受けられる方

毎月1日を基準に過去1年間、次の要件をすべて満たす場合です。1つでも該当しない場合は支給されません。

- ①介護を受けている高齢者等が、要介護4又は5の状態である。
- ②10日以内のショートステイの利用のほかには、介護保険サービスを使わなかった。
- ③介護を受けている高齢者等と同じ世帯の者全員が市民税非課税である。
- ④介護者と同じ世帯の者全員が市民税非課税である。
- ⑤介護を受けている高齢者等が宇治市に居住し、住民登録又は外国人登録をしている。
- ⑥介護を受けている高齢者等が合計で90日を超える入院等をしていない。
- ⑦介護者が、介護を受けている高齢者等の配偶者または3親等内の親族である。

申請の方法

該当する可能性のある方に申請に関する案内を送付します。案内が届いた方で、家族介護慰労金の支給を希望される方は、所定の申請書類を長寿生きがい課に提出してください。

障害者控除対象者認定書の発行

●身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない人でも、一定の基準に該当する場合、「障害者または特別障害者に準ずる者」として、所得税及び市・府民税の控除を受けることができます。

対象者

介護保険の要支援・要介護認定を受けている方で、ねたきり度ランクA1以上または認知症ランク2a以上の高齢者。障害者控除対象者認定の判断基準の詳細については下表をご確認ください。

申請方法

所定の申請書にご記入のうえ、郵送いただくか、長寿生きがい課の窓口へ提出してください。

交付

後日、調査の上、認定書を送付します。送付には申請から2週間程度かかります。(認定書の送付までさらに日数を要する場合がありますので、申請は余裕をもってお願いします)

障害者控除対象者認定の判断基準

区分		判断基準・見られる症状	控除額（1人あたり）	
			所得税	住民税
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「2a」「2b」の方 (たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等)	27万円	26万円
	身体障害者(3級～6級)に準ずる方	障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「A1」「A2」の方 (屋内での生活(食事、排泄、着替え)は概ね自立。近所への外出には、介護者が必要。)		
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる方	認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「3」以上の方 (着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末等)	40万円 ※同居特別障害者 75万円	30万円 ※同居特別障害者 53万円
	身体障害者(1・2級)に準ずる方	障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「B」以上の方 (屋内での生活(食事、排泄、着替え)に何らかの介助が必要。日中もベッド上での生活が大半であるが、座位は保持できる。)		
	寝たきり高齢者	6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態 (一日中ベッド上での生活。食事、排泄、着替えすべてにおいて介助が必要。)		



シルバーホン (緊急通報装置)

●急に身体の具合が悪くなったときなどに、消防本部に連絡がとれる緊急通報装置（シルバーホン）を貸与・設置します。利用者は24時間365日健康相談ができ、月に1度の「お元気コール」（電話で行います）を受けることができます。

利用できる方

次の①②及び③に該当する方で、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる方。

- ①宇治市に住所を有する方。
- ②65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の高齢者で、未成年者、重度の心身障害者、ねたきりの配偶者等と同居している方。
- ③本人及び世帯の生計中心者が所得税非課税の方。
※③に当てはまらない方は、自己負担で使用する事が可能です。ご相談ください。

利用料金

上記の①～③に当てはまる方

固定型:無料 モバイル型:月額440円(税込)

上記の③に当てはまらない方(自己負担)

固定型:月額1,650円(税込) モバイル型:月額2,090円(税込)

相談協力者が 必要です

この制度をご利用いただくには、原則協力者が1名必要です。できるだけ近所にお住まいの方をお願いしてください。

申請の方法

所定の申請書等を、長寿生きがい課又は地域包括支援センターをとおして提出してください。申請書の他に、次の書類が必要です。

- 個人台帳(世帯の状況等を記載していただくものです)
- 同意書(緊急時の救助に伴う扉や鍵等の破壊に関する事等についての同意書。アパートや借家にお住まいの方は家主の同意書も併せて必要になります)
- 承諾書(モバイル型のみ)

※ NTT 以外の電話回線や電話回線を使っているインターネットを利用中の場合は設置できない場合があります。(詳しくは長寿生きがい課までお問い合わせください)



固定型



モバイル型

認知症等高齢者家族介護者へのGPS機器の貸与

●行方が分からなくなった高齢者の早期発見、身体、生命を守るため、GPS機能を備えた機器を貸与します。また、機器利用にかかる月額利用料金やその機器を用いた位置情報検索料金について助成をします。

利用できる方

居宅において生活を営む、宇治市に住民登録のある介護保険第1号または第2号被保険者で、認知症等により居宅に戻ることができず、行方不明となるおそれのある市民を常時介護する宇治市に住民登録のある家族等

貸与機器の種類等

		ココセコム	ミマモルメ
助 成 対 象		①初期費用 ※付属品：バッテリー、ポーチ、充電器 ②月額利用料金	①初期費用 ②月額利用料金 ※充電要USBケーブル（type C）及びアダプタが別途必要です。
位置 情報 の 入 手 方 法	ア プ リ	無料 ※月額利用料金に含まれる ※検索回数は無制限 ※アプリでの検索です	無料 ※月額利用料金に含まれる ※検索回数は無制限 ※アプリでの検索です
	電話	実費（税別200円/回）	×
主な機能・ 特徴		◆エリア出入り通知 あらかじめ設定しておいた指定場所（最大5ヶ所）への発着を通知します。 ◆お出かけ通知 自宅のネットワーク機器と接続すると自宅への出入り通知します。 ◆電源通知 電源がオフになった際、通知します。 ◆充電通知 バッテリーの残量の確認、残量が少なくなった際、通知します。 ◆呼び出しチェック 機器に信号を発信し、その応答結果を通知します。 ◆セコム通報（オプション※無料） セコムコールあり：機器からの送信受信時に機器に連絡し状況等確認、必要に応じ位置情報を通知します。 セコムコールなし：機器からの送信受信時に位置情報を通知します。 ◆電話による位置情報の確認（税別200円/回※実費） 専門のオペレーションセンターを通じ、電話で位置を確認することができます。 ◆現場急行サービス（1時間あたり税別10,000円※実費） 要請があった場合に、全国2,830ヶ所の緊急発進拠点から緊急対応員が本人のところに駆けつけます。	◆履歴確認機能 一定間隔で移動履歴の表示ができます。 ◆通知場所設定機能 あらかじめ設定しておいた指定場所への発着を通知します。 ◆エリア自動生成機能 よく行く範囲を学習し、そのエリアから離れたことを通知します。※1ヶ月程度GPSを携帯して行動した範囲を学習します。 ◆SOS機能 GPS端末にあるボタンを長押しすると、約5分間、30秒ごとに最新の位置情報を通知します。
機器情報		縦8.4cm× 横4.6cm 厚さ 1.6cm 重さ 約67 g 連続動作時間 最大240時間 	縦5.7cm× 横3.8cm 厚さ 1.5cm 重さ 約34 g 連続動作時間 最大240時間（1日2時間使用） 



在宅ねたきり者への リサイクル福祉用具の 貸与

●市民等からリサイクル用に寄付された福祉用具を有効活用するため、在宅ねたきりの方に貸与します。

利用できる方

40歳以上の市民で、疾病、負傷等により家庭においてねたきりの状態にある方又はこれに準ずる状態にある方。

給付対象品目 の利用料

給付対象品目は下記のものです。搬入・搬出・消毒代の一部として、次の利用料を負担していただきます。

貸与品	金額 (一度きりのお支払いです)
特殊寝台	3,400円
車いす	2,000円
入浴用（車）いす	2,000円
エアーマット	2,300円

申請の方法

所定の申請書を、長寿生きがい課又は地域包括支援センターをとおして提出してください。



宇治市高齢者等 SOSネットワーク

●認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録いただくことで、行方不明になられた場合に、すみやかに関係機関と連携・情報共有し、早期に発見・保護することを目的とした取組です。

登録対象者

宇治市在住で認知症等により行方不明になるおそれのある65歳以上の方、または認知症の診断を受けた64歳以下の方

登録期間

3年度間

申請の方法

登録対象者本人またはその家族、または成年後見人が、所定の申請書を提出してください。

身元確認シールの交付

○事前登録をされた方に対して「身元確認シール」を交付します。
○行方不明になり、保護されたときに登録対象者が自身の名前や住所が答えられない場合に、シールに記載されている番号を宇治市に伝えることで、身元を確認することができます。
○シールからは直接、氏名や住所が読み取れないようになっています。

対象となる方	宇治市高齢者等SOSネットワークの登録申請をされた方
交付物	シールおよびアイロンプリント各1シート
費用	無料

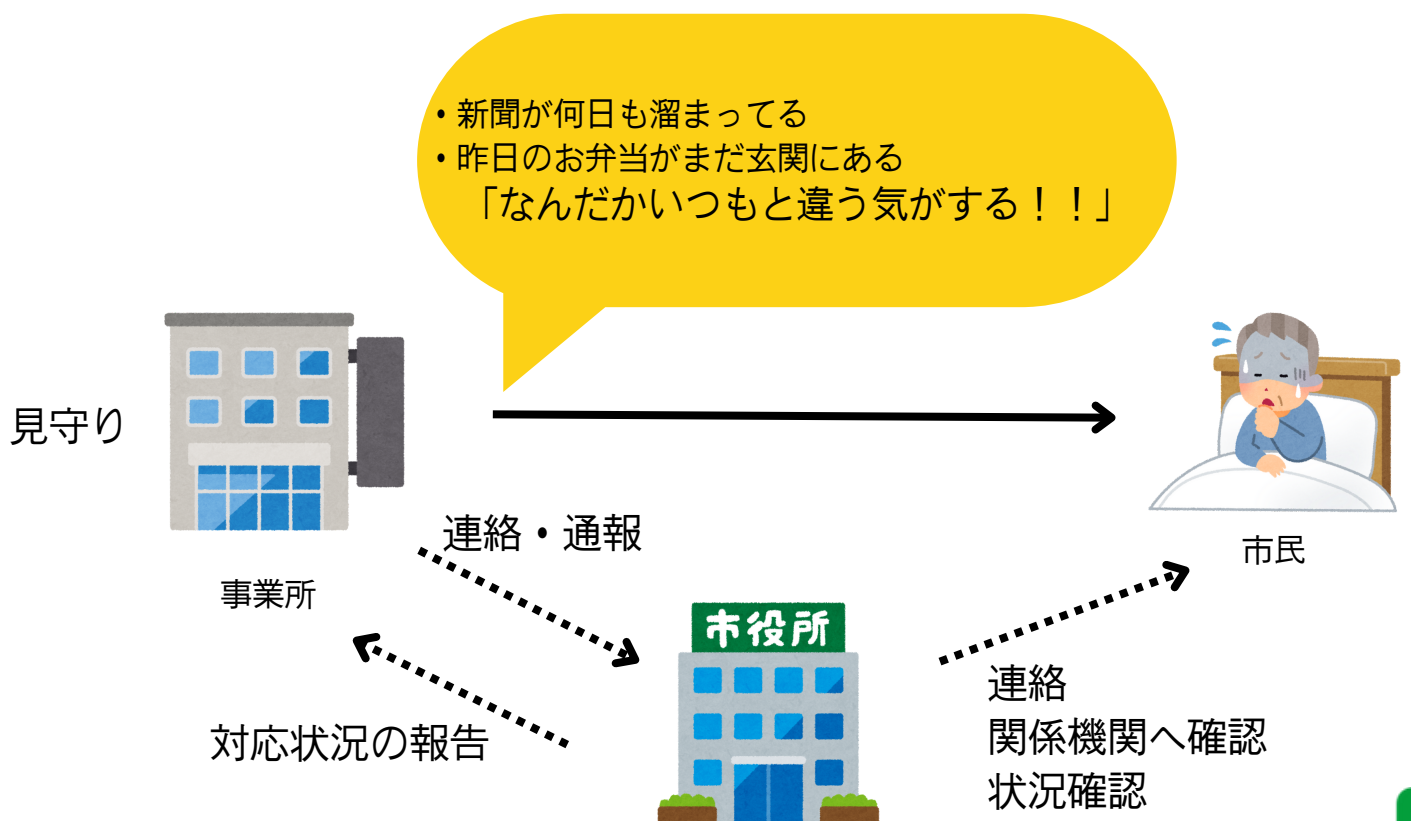
高齢者宅等へ の見守り活動

●京都府山城広域振興局、事業所、市が協力し、見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指します。

事業内容	参加事業所（令和7年4月1日現在）
事業所が配達や訪問時に市民の皆さんの日常生活の異変を察知した場合、市に連絡を行い、連絡を受けた市が対応します。	京都生活協同組合
	京都やましろ農業共同組合
	京滋ヤクルト販売株式会社
	ヤマト運輸株式会社京都主管支店
	ASA（朝日新聞サービスアンカー）東宇治、宇治西、宇治、小倉
	布亀株式会社

3

安心・安全



要配慮者・要支援者の情報登録

●災害時や火災・救急時等に自力で避難することが困難な方々を早期に救出できるように、高齢者や障害のある方などに消防指令システムへの登録を実施しています。



はじめに

災害等の規模によっては、消防や行政機関の機能が麻痺することが考えられるため、市と個人情報保護に関する協定を締結した自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員など地域の人に登録情報を事前に伝え、支援者となっていたき、安否確認や避難誘導等を実施していただくものです。

なお、避難行動要支援者・要配慮者情報名簿登録申請書については各消防署、危機管理室、長寿生きがい課及び障害福祉課に置いています。また市のホームページでもダウンロードできます。

登録できる方

- 介護保険法の要介護3以上の認定を受けている在宅の方
- 身体障害者手帳1・2級を交付されている在宅の方
- 療育手帳Aを交付されている在宅の方
- 「一人暮らし・高齢者世帯確認票」を市へ提出されている方
- シルバーホンを利用されている方
- 上記以外で自力での避難が困難な方

提出先（問合せ先）

消防本部 指揮指令課	0774-39-9405
中消防署	0774-39-9410
西消防署	0774-39-9413
東消防署	0774-39-9415
伊勢田救急出張所	0774-39-9419
槇島消防分署	0774-39-9417
宇治市危機管理室	0774-39-9421
宇治市長寿生きがい課・障害福祉課	0774-22-3141（代表）

建築士による 住宅改修相談

●介助を要する高齢者の方が、住み慣れた我が家で生活を続けられるように、1級建築士が訪問し、住宅を改修するためのアドバイスを行います。相談料は無料です。

利用できる方

介護保険法に基づく要支援・要介護の認定を受けた市民の方で、市内に居住している方。

相談日時

毎月1回定例日を設けて実施。
(第3火曜日)

申請から相談 の実施まで

- ①所定の申請書に記入の上、長寿生きがい課又は地域包括支援センターをとおして提出してください。
- ②訪問相談の可否と相談日を決定し、訪問相談を実施します。

4

生活について

府営住宅特定目的優先入 居の募集案内書の配布

●府営住宅では、一般申込とは別に高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯を対象に特定目的優先入居者の募集を行っています。

●そのうち高齢者世帯の申込について、長寿生きがい課で募集案内書の配布を行っています。

くわしくは…



075-414-4575

京都府高齢者支援課

ふれあい収集 (ごみ収集福祉サービス)

●介護が必要な方や身体に障害をお持ちの方など、収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別の収集や、希望者への声かけ（安否確認）を行っています。

対象となる方 (世帯)

宇治市在住で、下記に掲げるいずれかに該当する者のみで構成され、かつ、収集場所にごみを出すことが困難な状況で、他者の協力を得ることができない世帯のうち、世帯員のいずれかがホームヘルプサービスを利用している世帯。

- 介護認定が要介護度 1 以上
- 身体障害者手帳 1 級または 2 級
- 療育手帳 A
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- 介護サービスを現に利用している者で介護認定が要支援 1・2

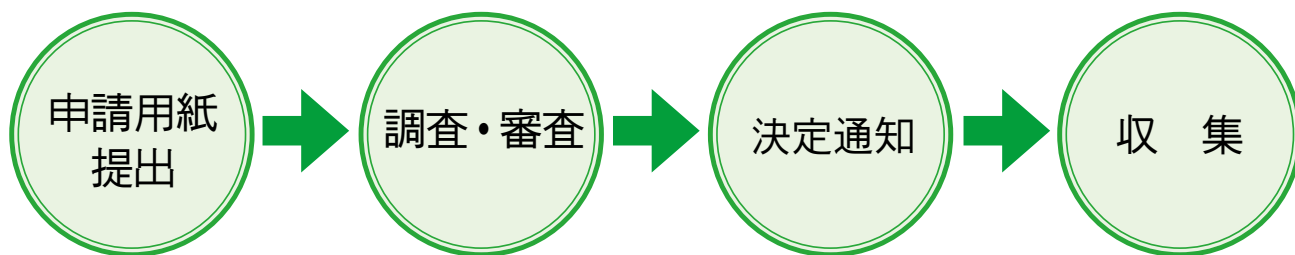
サービスの 内容

分別された、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル・プラマーク・古紙類）を、玄関先で週 1 回一括で収集します。希望者には、呼鈴等で直接声かけをして安否確認も行います。ごみが出されていない場合、あらかじめ登録された連絡先に連絡し安否確認をします。

申請方法

ふれあい収集利用申請書に必要事項を記入して申し込んでください。後日、訪問による調査を行い結果を通知します。

申請から実施まで





宇治市高齢者住まいに関する指針の認証制度

●高齢者の居住の安定確保に関する法律及び住生活基本計画による基準に加え、市独自の基準を取り入れた指針を策定しました。この指針に基づいた認証を行うことにより、高齢者向け住宅の質の向上を図っています。



このマークが目印です

宇治市高齢者住まい指針認証マーク

福祉サービス利用 援助事業 (地域福祉権利擁護事業)

●福祉サービスの利用方法や毎日の金銭の管理をすることが、ひとりでは不安な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方に対し、この不安を少しでも解消する方法として、生活支援員が定期的に伺い、お手伝い（援助）するものです。

利用できる方

判断能力に不安のある方で、この事業の契約やお手伝い（援助）の内容が判断でき、自宅やグループホームで生活している方。

くわしくは…



0774-22-5650

0774-22-5654(FAX)

宇治市社会福祉協議会（コラボネット宇治）

在宅要介護高齢者 介護者のリフレッシュ

●在宅でご家族を介護されている方の心身のリフレッシュや介護者同士の交流を目的として、様々な交流会やレクリエーション企画を年に数回開催します。

対象となる方

介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者を在宅で介護している方。

交流企画	植物の寄せ植え・落語の鑑賞などを通して、参加者同士で交流します。
レクリエーション企画	季節の味覚狩りや温泉など日帰りのお出かけを通して、心身のリフレッシュを図ります。

くわしくは…



0774-22-5650

宇治市社会福祉協議会（コラボネット宇治）



0774-22-3141 (代表)

宇治市長寿生きがい課 生きがい振興係

介護知識・ 技術習得教室

●在宅でご家族を介護されている方が、介護に関する適切な知識や技術を学べる講座を、年に数回開催します。

対象となる方

介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者を在宅で介護している方。

内 容

開催テーマ例	移動や移乗の介助方法
	福祉用具の活用法
	介護食の調理
	排せつの介助

高齢者保健福祉 オンブズマン制度

●高齢者保健福祉サービス利用者の個別・具体的な苦情を受け、迅速に調整・解決することにより、サービス利用者の権利及び利益を擁護し、同時に市やサービス提供事業者に対する市民の信頼性を高め、サービス内容の一層の充実を図るために「宇治市高齢者保健福祉オンブズマン」を設置します。

苦情申立ての方法等

- ①事実のあった日の翌日から起算して一年以内に、書面で行っていただきます。高齢者保健福祉オンブズマンと直接面談していただきます。
- ②苦情の申し立てが出来る人は、本人及び三親等以内の親族や同居人等の高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人です。



認知症地域 支援事業

●認知症についての市民の理解を広め、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるための事業です。

		日時	問い合わせ先
認知症あんしんサポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する市民を養成します。(5名以上でお申し込み下さい)	随時開催	宇治市 福祉サービス 公社 (中宇治地域 包括支援セン ター) ☎0774-28- 3686
認知症家族支援プログラム	介護者家族に対し、専門家の講義等により認知症の理解を促進するとともに、仲間づくりを行い、心身ともに介護負担の軽減を目指します。詳しくは市政だよりでお知らせします。	年6回	
認知症家族支援プログラムOB会	介護者家族に対し、仲間づくりを行い、交流を通じて心身ともに継続して介護負担の軽減を目指します。	年12回	

認知症コー ディネーターの 配置

●宇治市では、認知症の予防、正しい知識の普及啓発、家族支援の早期支援のすべての事業を把握し、それぞれを必要とする方に適した事業を案内する認知症コーディネーターを配置しています。

●また、認知症の人やその家族が生活しやすいよう、医療、介護、福祉の関係者に加えて生活にかかわるすべての業種業態を含めた関係づくりを行います。

		頻度
認知症初期集中支援チーム	認知症の心配がある方に対し、専門職が訪問し、必要な支援のサポートを実施	通年
れもんカフェ(認知症対応型カフェ)	地域の人や認知症の人等が集う居場所、相談できる場、ピアサポートの場、認知症を知る場として実施	年60回程度
宇治市認知症アクションアライアンス(れもねいど加盟登録)	認知症の人にやさしいまち・うじ宣言の実現に向け、全市的なネットワークを構築※高齢者宅等への見守り活動や宇治市高齢者等SOSネットワークとの連動	



養護老人ホーム の入所

●環境上の理由や経済的な理由により、在宅での生活が困難な方の生活の場所を提供します。

利用できる方

65歳以上の高齢者で、在宅の生活が困難な方。ただし、低所得世帯の方に限られています。

入所の手続

入所を希望する方は、長寿生きがい課までご相談ください。市の職員が高齢者やその家族等と面談し、心身の状態、家族の事情等をお聞きします。その後、申請書のほか、必要書類を提出していただきます。

費用

入所される高齢者の収入により決定します。また、ご家族（配偶者又は子）にも、市民税、所得税の課税額によって入所費用の一部を負担していただきます。

成年後見制度 利用支援事業等

●判断能力がない又は乏しいことにより、契約などの行為が行えない認知症高齢者等に対して後見人などを選任することにより保護する制度です。

市長による 代行申立て

成年後見制度の審判申立てについては、本人・配偶者・四親等以内の親族等が家庭裁判所に申立てることになっていますが、親族等が申立てできない場合に市長による代行申立てを行うことができます。市長による代行申立ての場合、申立て費用は市で立て替え、後見人等の選任後、後見人等を通じて返還していただきます。

申立て費用・ 後見人等の報酬 の助成

65歳以上で、生活保護受給者又は一定の受給要件を満たす方については、申立て費用及び後見人等報酬の助成を行います。ただし、後見人等報酬の助成は、第三者が後見人である場合で、助成額には上限があります。

くわしくは…

○お近くの地域包括支援センター

○宇治市長寿生きがい課 地域包括ケア推進係

◎成年後見制度については下記までご相談ください。

名称	電話番号
京都家庭裁判所	075-722-7211
成年後見センター・リーガルサポート京都支部	075-255-2578
京都弁護士会	075-231-2378
京都社会福祉士会	075-803-1574
社会福祉協議会内 ふれあい福祉センター	0774-23-0857



高齢者虐待に関する相談

●高齢者への虐待の問題に対応するため「高齢者虐待防止法」が平成18年4月1日から施行されました。高齢者虐待に悩んでいる場合や、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は相談・通報してください。

高齢者虐待の定義

いずれも高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等の養護者及び介護施設従事者等によるものとします。

具体的な虐待の行為

①身体的虐待	○身体に外傷が生じる恐れのある暴行 ○外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為
②介護・世話の放棄	○養護者が高齢者を衰弱させるような介護放棄 (高齢者を劣悪な生活環境に置き身体・精神状態を悪化させる等) ○同居人による高齢者虐待を放置する ○施設等の場合は、職務義務を怠けること
③心理的虐待	○著しい暴言や著しく拒絶的な態度をとる等の精神的苦痛を与えるような行為(脅迫、侮辱、威圧、無視、嫌がらせ等)
④性的虐待	○わいせつな行為をすること又はさせること (排泄の失敗等に対し下半身を裸にして放置する等)
⑤経済的虐待	○財産を不当に処分すること ○入院や受診、介護サービス等の費用を支払わない ○本人に必要な金銭を使わせない

通報義務

養護者による高齢者虐待を受け身体に重大な危険が生じている高齢者を発見したら、速やかに通報しなければなりません。また、生命又は身体に重大な危険が生じていなくても、養護者による高齢者虐待を発見した場合は通報するよう努めなければなりません。

地域包括支援センター		月～土曜日（祝日を除く） 9～17時 虐待の通報は、時間外及 び日曜・祝日・年末年始も受け付けています。
東宇治北（33-8270）	北宇治（21-8123）	
東宇治南（38-1250）	西宇治（28-6180）	
中宇治（28-3180）	南宇治（45-1544）	
南部三室戸（23-6115）	槇島（21-6605）	
宇治市 長寿生きがい課		月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分
時間外のお問い合わせ（虐待に関する相談） 17時までは☎22-3141 それ以降は☎22-3142 ※どちらもFAXは20-8780		
宇治警察署		
		0774-21-0110



火の取り扱いに注意しましょう！

火から目を離さないで！

料理中に、「電話がかかってきた。」や「お客さんが来た。」など、使用中のこんろから離れるときは、必ず火を消しましょう。



火の始末を確実に！

タバコの吸い殻は、確実に火を消しましょう。
また、寝タバコは危険なのでやめましょう。



ろうそくや線香にも注意！

ろうそくが倒れないように、安定したろうそく立てを使いましょう。
また、その場を離れるときは、必ず火を消しましょう。



設置していますか？ 住宅用火災警報器！

設置した後の点検も大切です！

住宅用火災警報器は、消防法及び市火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられており、**約10年が交換の目安**です。（一部5年のものもありますので、取扱説明書等を確認してください。）

住宅用火災警報器



点検ボタン

点検ひも

正常に作動するか定期的に点検しましょう。

点検用ボタンを押す・点検用ひもをひくタイプがあります。

次の場所に設置が必要です。機種にもご注意ください。

- 寝室・・・普段から就寝に使用される部屋→**煙式**
- 階段・・・2階や3階に寝室がある場合に必要→**煙式**
- 台所・・・台所には→**熱式**（宇治市内にお住まいの方）

住宅用火災警報器は、いち早く火災の発生を知らせてくれるので、すばやく逃げることができます。



住宅用火災警報器に関するご相談やご質問は、お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ!!

宇治市消防本部（市外局番 0774）

中消防署	39-9410	槇島消防分署	39-9417
西消防署	39-9413	伊勢田救急出張所	39-9419
東消防署	39-9415	消防本部予防課	39-9402



発行年月：令和7年8月